

入園選考規程



令和6年4月1日

社会福祉法人童夢創成館

みなまつ保育園

みなまつ保育園入園選考規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人童夢創成館みなまつ保育園(分園を含む)の入園選考方法及び基準について必要な事項を定め、もって保育の実施の公正かつ適切な運営を図ることを目的とする。

ただし、保育所については児童福祉法第24条第1項により市町村と利用者の契約であり、利用児童の選考は市町村が行うことから、本規程第7条および入園判定指数表留意事項(注4)を除き、市町村から選考に係る相談があった場合に適用するものとする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、入園選考会議(以下「選考会議」という。)を設置するものとする。

(構成)

第3条 選考会議は、園長及び担当職員をもって構成する。

2 選考会議は、原則として入園者がある場合に開催するものとする。

(選考条件)

第4条 入園選考は新規に申込をした児童を対象とし、現在他園に在籍中の児童については、選考の対象としないものとする。ただし、他園の退園予定者は選考の対象とする。

(選考方法及び手順)

第5条 入園希望者が定員を上回る場合の選考方法は、教育・保育の実施基準を点数に置き換えた別表のみなまつ保育園入園判定指数表(和泉市により算出した点数(以下「点数」という。))に基づき、次の選考手順により判定する。

- (1)入園希望者を点数の高い者から順番に受け入れる。
- (2)点数が同点で選考を行わなければならない場合は、入園希望者の実情などを十分に踏まえ、順位をつける。

(兄弟姉妹の取扱い)

第6条 児童が2名以上いる家庭の場合、優先して選考するものとする。

(応諾義務拒否の正当な理由)

第7条 以下の場合は入園応諾義務の正当な拒否理由とする場合がある。

- (1)1クラス単位に和泉市が認定する4名以上の特別支援児が同時に在籍する場合は、児童の発達に応じた適切な教育及び保育を行う観点から受け入れを拒否する場合がある。
- (2)1クラス単位に和泉市が認定する3名以上の要保護児童が同時に在籍する場合は、

職員に対する安全配慮義務(労働安全衛生法・労働契約法)の観点から受け入れを拒否する場合がある。

(補 則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は社会福祉法人童夢創成館の理事長がこれを定める。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

令和5年4月1日 一部改正

令和6年4月1日 一部改正